

平成 30 年 10 月 1 日

更なるアンケートのお願い

— 病院内保育所の地域開放について —

【はじめに】

待機児童問題が重要な社会的課題として認識されています。そうした中、NPO 法人「全世代」(<http://zensedai.org/>) は、既存の院内保育所、あるいは新たに設立する院内保育所のいずれかを地域の子供にも開放することにより、待機児童問題解消に貢献できるとの提案を行い、多くの方の賛同を得ました。そこで、2016 年 11 月に NPO 法人「全世代」は日本病院会と全日本病院協会のご協力を得て全国の病院にアンケートを実施いたしました。

アンケート内容は 2 つの条件 (①病院にとって経済的メリットがあること ②地域に開放しても病院職員の子供が従来通り入所できること) が満たされた場合、院内保育所を地域の子供に開放する意思があるか、という事でした。その結果、556 病院から回答を得、91 病院は既に院内保育を実施しているが、条件が合えば地域にも開放したい。また、34 病院は、現時点では院内保育を実施していないが、条件が合えば院内保育所を設立し地域の子供にも開放したい、との結果が得られました。

NPO 法人「全世代」はこうしたアンケートの結果を受け、内閣官房・厚労省・地方自治体関係者などとの協議を通じ、複雑な国や自治体からの助成金の在り方を研究し、助成金活用に資するガイドライン (別添参照) を作成しました。その上で、今後は病院内保育所を地域に開放する希望がある医療機関に対しては、NPO 法人「全世代」として、ガイドラインの内容に沿ったアドバイスを提供することを検討しています。つきましては、現時点で病院内保育所の地域開放の希望がどの程度あるか確認することを目的に、別添のアンケートを作成しました。

宜しければアンケートにお答えいただき、日本病院会企画課 (FAX 03-3230-2898)、全日本病院協会事務局 (FAX 03-5283-7444) に 10 月 20 日までにご返信頂ければ幸甚です。

なお、ご不明な点がありましたら、(NPO 全世代 事務局 jim@zensedai.org) にご連絡ください。よろしくお願いいたします。

NPO 法人「全世代」代表理事
石濱人樹、大宅映子、尾身 茂、桐野高明

2018年10月1日
NPO 法人「全世代」

病院内保育所の地域開放についてのアンケート

- ◇病院名：
- ◇住所：
- ◇電話番号：
- ◇ご担当者のお名前（可能であれば）：
- ◇担当者の方のメールアドレス（可能であれば）：

Q1、病院内にある保育所を地域住民にも開放することに興味がありますか？

- はい⇒Q2 から Q7 までお答えください
- いいえ⇒Q 7 へ

Q2、すでに院内保育所を持っていますか？

- はい
- いいえ

Q3、ガイドラインで示した下記の2パターンのどちらに興味がありますか？

- ①企業主導型保育事業
- ②地域型保育事業（事業所保育事業）
- 今のところ判断できない

Q4、Q3で選択した理由は？（職員のニーズ、地域のニーズ等）

[]

Q5、貴病院で保育所を地域に開放する際、考えられる課題は？

（施設、敷地、保育スタッフ等）

[]

Q6、院内保育所の地域開放に関して、NPO 法人「全世代」のアドバイスを希望しますか？

- はい
- いいえ

Q7、その他、ご意見、ご質問がありましたらご自由に記載ください。

[]

*ご協力ありがとうございます

【病院内保育所の地域開放についてのガイドライン】

■ はじめに

本ガイドラインの目的は、国、地方自治体から助成を受けて病院内保育所を地域にも開放し待機児童問題解消に貢献することです。

国、地方自治体からの助成を受けて病院内保育所を設立する場合、①企業主導型保育事業、②地域型保育事業（事業所内保育事業）、③認可保育所の3つが考えられますが、これらのうち病院が院内保育所を地域に開放する目的には①及び②が適しております。なお、③についても、参考までに本ガイドライン末尾に記載しました。

■ ①企業主導型保育事業(内閣府)

～企業（病院を含む）の職員の子供のためのもの～

概要

- 企業や病院などの職員の子供の為に作る保育所。整備費（建築費用）、運営費が共に助成される。
- 内閣府が主導し、財源は企業拠出財源予算。規模は小規模から大規模まで可能。
- 地域の子供と病院職員の子供の割合については、地域枠 50%以内が原則。但し、平成 30 年度から病院枠に空きがある場合、弾力的に対応する。
- 平成 31 年度の新規募集の時期の詳細については未定である。（ただし、平成 30 年度の応募締め切りは平成 30 年 7 月であった）

メリット

- 病院職員の子供を優先できる。
- 0～5 歳まで可能。
- 運営費、整備費とも③認可保育所なみに助成される。

デメリット

- 交付される運営費については、既に院内保育所がある場合、新規開設した企業主導型保育事業で預かる子供のみが対象で、既存の院内保育所で預かっている子供は対象外。

病院がやるべきこと

- 事前に事業者が市区町村へ設立の確認をする事が申請の前提となる。申請先は児童育成協会となる。

平成 30 年度の募集についての留意点：申請の優先審査基準

- 早朝、夜間、休日は加点

- 待機児童が多い地域での開設は加点
- 運営母体が保育事業経験者である場合は加点

■②地域型保育事業（事業所内保育事業）

～市区町村の認可事業～

概要

- 市区町村の認可事業（認可保育所とは異なる）。院内、地域枠を合わせて原則 19 名以下
- 予算は国が 50%、市区町村が 25%、都道府県が 25%
- 0～2 歳までの子供が対象となる。
- 認可保育所が先に制度設立されたが、待機児度が多い 0～2 歳に弾力的に対応する為に、作られた制度。従って都市部に限定される。
- 院内と地域の子供の割合については、院内の子供を優先し、地域の子供は、定員の 4 分の 1 程度の解放が義務付けられている。

メリット

- 病院職員の子供を優先できる。
- 既存の院内保育があった場合には、既存の院内保育所ですでに預かっている子供にも運営費が出る。
- 税金で賄われている為、安定した財源。

デメリット

- 2 歳までしか預かれない。
- 3 歳以降の保育については、地域枠の子供は連携している認可保育所に優先入所できるが、病院職員枠の子供の 3 歳以降の保育は保障されない。
- 企業主導型保育事業型に比べて定員数が少なく、整備費用に関しては助成されない。

病院がやるべきこと

- 市区町村へ設立の確認をし、申請、認可される事が必須となる。
-

■③認可保育所（厚労省）

概要

- 都道府県が認可する保育園。規模は20名以上

メリット

- 0歳から5歳まで可能
- 安定した財源で、整備費、運営費とも手厚く助成

デメリット

- 病院職員の子供は優先されない。地域の子供として同等の審査が必要となり、入れない可能性がある。
但し、厚労省によれば、審査内容については自治体の裁量権に任されており、弾力的な整備が可能とはあるが、現在は優先されている事例はない。

病院がやるべきこと

- 市区町村へ設立の確認をし、市区町村を経由して、都道府県から認可を頂く事が必須となる。
- 上記のほか、自治体単独保育事業による院内保育所への支援の有無については、各自治体に確認が必要

平成30年9月7日
NPO 法人全世代